

## 利用者負担段階と負担限度額

対象となる人の所得状況により、負担段階が区分さえ、その負担限度額（施設に支払う1日当たりの金額が決められています）。

所得状況（※1）		預貯金等の資産状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額（円/日）（※3）				食費の負担限度額（円/日）	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	ショートステイ以外の特定介護サービス	ショートステイ
1段階	・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人	単身：1,000万以下 夫婦：2,000万以下	820	490	490 (320)	0	300	300
2段階	・世帯全員が住民税非課税の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	単身：650万以下 夫婦：1,650万以下	820	490	490 (420)	370	390	600
3段階①	・世帯全員が住民税非課税の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	単身：550万以下 夫婦：1,550万以下	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える人	単身：500万以下 夫婦：1,500万以下	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300
4段階	上記以外の人		2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。）の所得も判断材料とします。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

※3 （ ）内の金額は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※4 第4段階の負担額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設の基準によります。